

横浜市 保土ヶ谷スポーツセンター

第3期指定管理者 提案書



公益財団法人横浜市体育協会

目次

はじめに	1
ごあいさつ ～スポーツで元気な横浜を～	1
私たちの実績 ～第2期指定管理者としての成果～	2
第3期指定管理に向けた決意	4
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制(様式 8)	5
(1) 施設の管理運営の基本方針	5
(2) 基本方針を実施するための目標及びアクションプラン	9
(3) 保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営体制	12
(4) 指定管理に取り組む体育協会のご紹介	13
(5) 体育協会の経営姿勢	14
(6) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)	15
2 施設の平等・公平な利用の確保(様式9)	20
(1) 誰もが平等に利用できる仕組みづくり	20
(2) 誰にでもやさしい施設を目指して	23
3 コンプライアンス(様式10)	26
(1) コンプライアンスの基本的な考え方	26
(2) 適切な情報管理体制	26
(3) 適正な経理処理と業務監査体制の充実	28
(4) 指定管理者としての関係法令・条例の遵守	29
(5) 社会の持続可能な発展に貢献	31
4 施設の効用の最大限発揮(様式11)	32
(1) 保土ヶ谷スポーツセンターの施設価値を高める新たな取組	32
(2) お客様本位のサービス提供	35
(3) 貸切団体、個人のお客様へのきめ細かい支援策	37
(4) 健康な区民を増やすための広報と利用拡大策	42
(5) 保土ヶ谷区民の心身の健康に資する教室事業の展開	48
(6) 自主事業について	56
(7) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組	58
(8) 安全・安心で実行力ある業務履行体制	59
5 管理運営経費(様式12)	64
(1) 効率的な管理運営	64
(2) 事業予算の計画	68
(3) 適切な業務委託、事業者の選定	73
6 施設管理(様式13)	76
(1) 安全で効率的なメンテナンス体制	76
(2) 清潔な施設環境を保つ清掃計画	78

(3) 美観を保つ外構・植栽計画.....	79
(4) 仕様書を上回る施設点検計画.....	80
(5) 横浜市脱地球温暖化策に基づく維持管理手法.....	82
7 安全管理(様式14)	84
(1) 安全・安心にご利用いただける平常時の体制.....	84
(2) 緊急時に即応した危機管理体制の構築.....	89
(3) 災害・事故等が発生した場合の賠償保険.....	95
8 地域との協力(様式15)	96
(1) 地域支援に関する取組.....	96
(2) 地域連携に対する取組.....	101
(3) 地域貢献に対する取組.....	108
9 モニタリング(様式16)	113
(1) 目標達成及び業務水準向上のための仕組み.....	113
(2) 自己評価(セルフモニタリング).....	115
(3) 第三者評価.....	118
10 研修室における新たな事業展開(様式17)	119
(1) 研修室における課題.....	119
(2) 多目的な活動に利用できる研修室.....	120
(3) 多様な利用に適した施設補修.....	122
(4) 広報計画.....	124
(5) 効果測定.....	124
11 収支計画(様式18)	125
(1) 収支計画の総括表.....	125

はじめに

ごあいさつ ～スポーツで元気な横浜を～

このたび、横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者に申請しました公益財団法人横浜市体育協会でございます。

当体育協会は、昭和4年の設立以来86年間、生涯スポーツから競技スポーツまで、幅広くスポーツの振興を図ってまいりました。

私たちは、「いつまでもスポーツが楽しめる明るく豊かな社会の実現」という理念のもと、横浜市の施策と連携しながら、スポーツの普及・振興、市民の健康づくりに寄与することを第一の使命とし、競技団体や地域の皆様と連携して各種事業に取り組んでいます。

その成果の一つとして、「スポーツ大会や教室事業等の参加者と施設利用者の合計を1,000万人以上にする」という目標を達成し、横浜市との協約を果たしています。

また、「横浜マラソン2015」や、過去6回開催した「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」、「神奈川スケートリンクの再整備」など、横浜市の施策にも大きく貢献しています。

さて、保土ヶ谷区は「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を基軸に、「人も地域もかがやく、いきいきとしたまちづくり」を推進し、地域のつながりや支え合いを意識した取り組みをしています。

私たちは、自らの強みである、長年培った施設運営のノウハウと地域の皆様との連携・協働によって構築した総合力を十分に活かし、保土ヶ谷区の行政施策の推進に寄与していきます。

後述いたします管理運営の目標と実施策は、第3期指定管理における保土ヶ谷スポーツセンターの目指す姿を具現化するためにお示しした私たちのお約束です。

私たちは、保土ヶ谷区のスポーツ振興の担い手として、区民が主役となり、生涯にわたってスポーツを「する・観る・支える」ことを楽しめるような環境づくりをすすめ、スポーツで元気な横浜を築いていきます

また、公益財団法人としての社会的責任を十分に認識し、保土ヶ谷区の最良のパートナーとして区民から信頼され、期待される団体を目指し、30年以上の施設管理の実績と経験を活かして全力で保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営に取り組むことをお約束いたします。



平成27年7月

公益財団法人横浜市体育協会

会長 山口 宏

私たちの実績 ～第2期指定管理者としての成果～

第2期指定管理者として、保土ヶ谷区区政運営方針の考え方を念頭に置きながら、安全・安心・快適な空間の確保とコスト削減、市民ニーズの多様化に対応した高品質なサービス提供し、施設の価値を高めてきました。これからも現状に満足せず、おもてなしの心と改革の精神で第3期指定管理に臨みます。

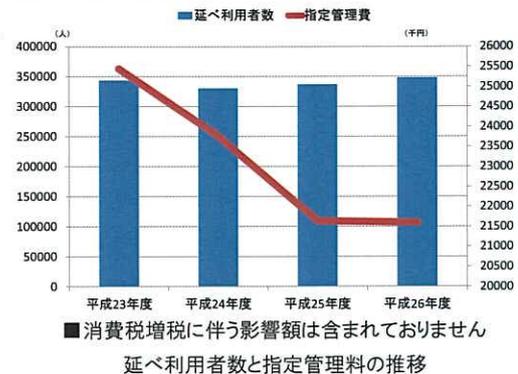
第2期指定管理の成果

当体育協会は、第2期指定管理者として、事故ゼロを継続していることはもとより、バランスのとれた利用を実現し、創意工夫を重ねてまいりました。

平成24年は一時的に330,305人に低下した人数も平成26年度には348,165人まで回復しています。指定管理料(税込)についても、平成23年度の25,205千円から平成26年度には21,360千円へと大幅に縮減しました。平成27年度も21,122千円と引き続き縮減しています。

また、第2期指定管理では、研修室運用に関する協約変更やトレーニング室の機器更新、教室ビジター制度の導入等、お客様の利便性を向上するような取組を数多く実施しました。

さらに、スポーツセンターの集客に留まることなく、他の公共施設と連携した「スポーツセンターがやってきた!!」事業など、新たなスポーツを行う機会の提供や地域と連携したスポーツ事業など今までにない事業を展開してきました。



■第2期指定管理期間に新たに実施した主な取組

内 容	成 果
健康増進施設の認定	内科系運動療法の実施
クレジットカード決済(教室参加料)の導入	H26年度利用者数 760人
旧喫茶室を閉鎖し、研修室に変更	H25稼働率24%⇒H26 50%
教室ビジター制度の導入	平成26年度売上 1,258千円
トレーニング室の機器更新	利用者数119%増(対前年度)
「スポーツセンターがやってきた!!」事業の導入	初音が丘地区センターで実施
指定運動療法施設の指定	横浜市スポーツセンター初



トレーニング室リニューアル



ビジター制度が利用できる教室一覧を受付前に掲示



旧喫茶室から研修室へ

スポーツセンターから遠い地域の方々にもスポーツセンターを!!

私たちは、スポーツセンターから遠い地域にお住まいの方たちが、少しでも気軽に近くの施設で運動ができるように、保土ヶ谷区役所地域振興課の助言と地区センターの協力をいただき、「スポーツセンターがやってきた!!」事業を展開しました。

初音が丘地区センターで、平成 26 年 8 月からスタートした「バスケットボールタイム」は、月に 1 回実施し、お客様や初音が丘地区センターからも好評で、平成 27 年度も引き続き実施しています。

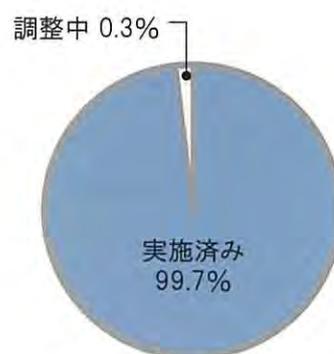


初音が丘地区センターで行った
スポーツセンターがやってきた事業
「バスケットボールタイム」

第2期提案事項の達成状況

提案事項の達成状況については、月次執行会議及び四半期毎に事業評価会を実施しており、PDCA サイクルに基づいて進捗管理を行っています。第 2 期指定管理期間の進捗状況として 99.3% (318 項目中 317 項目) の達成率となっています。

実施に向けて調整中である項目は、利用者一人あたりの二酸化炭素排出量削減についての項目となり、第 2 期指定管理期間が終了する時点で結果が出ますので、現時点では調整中としました。



達成状況グラフ

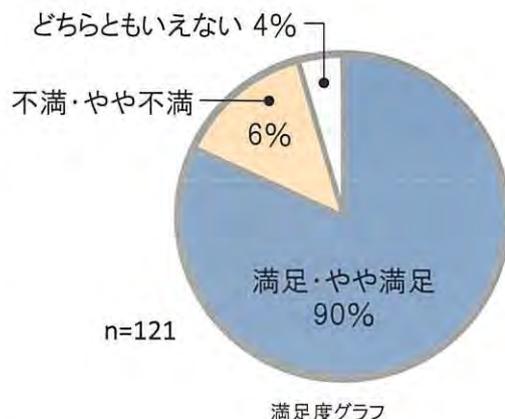
■保土ヶ谷スポーツセンター第2期指定管理提案項目達成状況

達成状況	件数	構成比(%)
実施済み	317	99.7
実施に向けて調整中	1	0.3

お客様満足度

平成 26 年度利用者満足度調査の結果では、全体的な満足度において、「満足」、「やや満足」は 90%となっています。当体育協会が特に注力している接遇に関する項目の中でも、スタッフの接遇については常時高い満足度となっています。

また、保土ヶ谷スポーツセンターの公正・公平な利用環境は堅持しており、その種のクレームは頂いたことはありません。引き続き、残り 10%の方にもご満足いただけるよう、小破修繕や清掃などの改善活動を続けていきます。



満足度グラフ

第三者評価

平成 25 年 3 月に実施した第三者評価機関において、業務水準・目標水準を達成できていることから、良好な評価をいただきました。

評価項目	評価機関のコメント(抜粋)
地域及び地域住民との連携	地域及び地域住民との情報交換において、幅広い年代層の参加可能な教室の開催、地域団体、障がい者団体との連携、区主催イベントへの協力等、広範な組織・団体との協力関係を結び、スポーツ振興活動に取り組んでいます。外部機関との連携を積極的に進め地域のスポーツ振興に寄与しています。
利用者サービスの向上	託児サービス事業では、地域のボランティアの方々の協力で利便性の向上に寄与しています。サービスに関する分析・対応では職員が当施設の教室に参加し、お客様の視点でモニタリングをしてサービスの改善に繋げています。
施設・設備の維持管理	体育機器は、毎朝始業前に職員が目視点検し、年1回専門業者の保守点検を行う等お客様の安全に注意しています。
緊急時対応	事故対応業務については、AEDの研修を4半期に1回行い、全職員が受講できるようになってきます。また、全職員の連絡網を各自に配布し、迅速な連絡が可能な体制を保持しています。
組織運営及び体制	施設内のOJTもあり、特にスポーツ関連や救急救命などの資格講習による職員の士気高揚を図っています。
その他	毎月第2土曜日に横浜市医師会の協力を得て、スポーツ医事相談(無料)を実施し、お客様が安心してスポーツを楽しめるよう配慮していることは評価されます。



区民まつり



AED 研修



スポーツ医事相談

第3期指定管理に向けた決意

これまで培ってきたノウハウや自治会町内会、区スポーツ推進委員、区体育協会、区民会議、横浜国立大学とのネットワークや当体育協会が管理運営する施設や近隣施設などの組織をフル活用します。そして、施設の役割と特性、行政施策や課題を踏まえ、「区民」「保土ヶ谷区」「指定管理者」の3つの視点から、保土ヶ谷区全体にスポーツと健康づくりを推進し、区民の豊かな暮らしを実現してまいります。



私たちが責任を持って取り組みます

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制(様式8)

(1) 施設の管理運営の基本方針

私たちは、公共サービスの提供者として、新行政手法(NPM)や公民協働(PPP)に関する研究を行い、指定管理者制度導入の趣旨・目的をしっかりと理解した上で、横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの理念と運営の基本方針に則り、管理運営に取り組みます。

ア 施設の設置目的や役割の理解

保土ヶ谷スポーツセンターは、「横浜市保土ヶ谷スポーツセンター第3期指定管理者業務の基準」に示されているとおり、「横浜市スポーツ推進計画」を踏まえた、子どもから高齢者の健康体力づくりの実施や各種スポーツ大会等の開催場所として、「横浜市スポーツ施設条例」に基づき整備されています。また、スポーツ実施率の向上を図る取組として、スポーツにあまり関心のない区民を対象に、スポーツに親しむきっかけとなる事業の実施や、地域のスポーツ団体等の活動を促進するための支援が求められています。

私たちは、保土ヶ谷スポーツセンターを地域におけるスポーツ振興の拠点として、地域住民の相互交流の希薄化や青少年の健全育成、健康寿命の延伸等の課題を解決し、地域社会のきずなづくり、コミュニティ形成に寄与できると考えています。

保土ヶ谷スポーツセンターの運営にあたっては、区や地域団体等と連携し、安心・安全な施設環境に配慮しながら、当体育協会のこれまでのノウハウを十分に生かし、区のスポーツ振興の発展に資する運営を行います。

イ 保土ヶ谷区の地域特性の理解

私たちは、保土ヶ谷区にふさわしいスポーツセンターとして、保土ヶ谷区の特徴と周辺環境を踏まえ、当体育協会ならではの創意工夫を加え、管理運営に取り組めます。

(ア) 保土ヶ谷区的环境

保土ヶ谷区は、市域のほぼ中央に位置し、帷子川と今井川が流れ、鉄道や幹線道路が発達した低地と、それを取り囲む丘陵地からなる起伏にとんだ地形です。水や緑といった自然環境に恵まれ、旧東海道として栄えた歴史も残すという個性豊かな側面もあり、区内でも地域ごとに多彩な特色を持っています。

「保土ヶ谷区まちづくり計画」では、①低地部と丘陵部、それぞれにふさわしい市街地の整備、②身近な生活利便性の向上、③丘陵部と低地部、周辺の拠点等との連携の強化、④保土ヶ谷の魅力の再認識と保全・育成を課題としており、私たちは様々な事業を推進することにより、保土ヶ谷区のまちづくりの推進に寄与します。



(イ) 保土ヶ谷区の特徴

平成 27 年 1 月 1 日現在の人口は、204,964 人で市内 18 区中 9 位です。平均年齢は 45.99 歳で市内 18 区中 10 位です。また、年少人口比率は 11.5%、老年人口比率は 25.2% となっており、子どもが少なく、高齢者が多い状況となっており、健康寿命の延伸が課題となっています。

(ウ) 保土ヶ谷満足度調査

平成 24 年 11 月に実施された保土ヶ谷満足度調査（3 年毎に実施）では、区民の 38.2% が日常的に運動している反面、57.6% もの区民が日常的には運動をしていない結果でした。また、日常的に運動しない理由は、41.8% が「忙しくて運動をする時間がない」と回答しています。

(エ) 周辺の人口特性やお客様の利用傾向

図 1・表 1 は、保土ヶ谷スポーツセンターを中心に、1 km・3 km・5 km の円で人口構成を分析したものです。通常、スポーツ施設への来館者は、半径 3 km 以内（メイン商圏）に居住する人が 70% を占めていると言われています。

3 km 圏内の人口構成を見ると、「①20 歳代から 60 歳代を中心として、全世代が平均的に居住している」「②30 歳代の割合が比較的高い」ことが分かり、これらのことから、当スポーツセンターの教室事業では、妊婦から高齢者まで全世代に対応した教室を実施しています。

図 2 は、当館の教室事業に参加している方（1,356 人）の居住地を分析したものです。約 8 割の方が 3 km 圏内から徒歩や自転車・バスで来館しています。特に 3 km 圏内においては、人口の多い地域からの来館者が多い傾向となっています。

第 3 期指定管理も引き続き、これらの商圏分析データを活用し、人口構成や年齢分布に合致した広報や教室の実施、当体育協会のノウハウを生かした健康づくりプログラムの拡充により、更なる賑わい（集客）を創出します。



図1

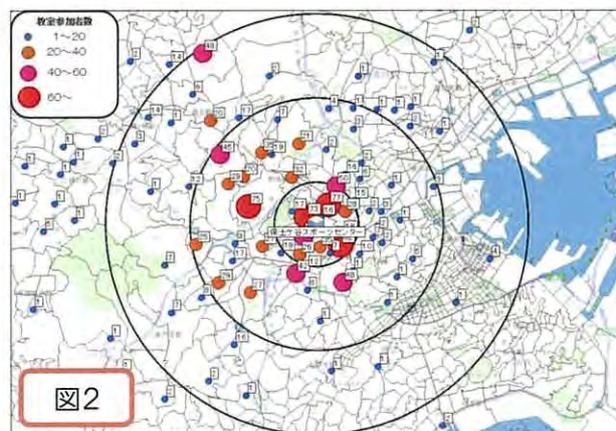


図2

表1

商圏内人口	保土ヶ谷スポーツセンター						比較基準 横浜市	
	1km圏内		3km圏内		5km圏内		人数	比率
人口	41,580	—	344,435	—	844,282	—	3,688,773	—
10歳未満	3,010	7.24%	25,997	7.55%	64,352	7.62%	319,180	8.65%
10歳代	3,330	8.01%	28,154	8.17%	68,274	8.09%	335,244	9.09%
20歳代	5,183	12.46%	43,893	12.74%	102,619	12.15%	422,505	11.45%
30歳代	6,580	15.82%	55,782	16.20%	135,264	16.02%	582,497	15.79%
40歳代	6,470	15.56%	52,682	15.30%	129,080	15.29%	565,410	15.33%
50歳代	5,214	12.54%	41,675	12.10%	103,439	12.25%	436,811	11.84%
60歳代	5,601	13.47%	45,180	13.12%	114,768	13.59%	490,298	13.29%
70歳代	3,867	9.30%	31,991	9.29%	81,447	9.65%	332,765	9.02%
80歳以上	2,326	5.60%	19,080	5.54%	45,039	5.33%	204,063	5.53%

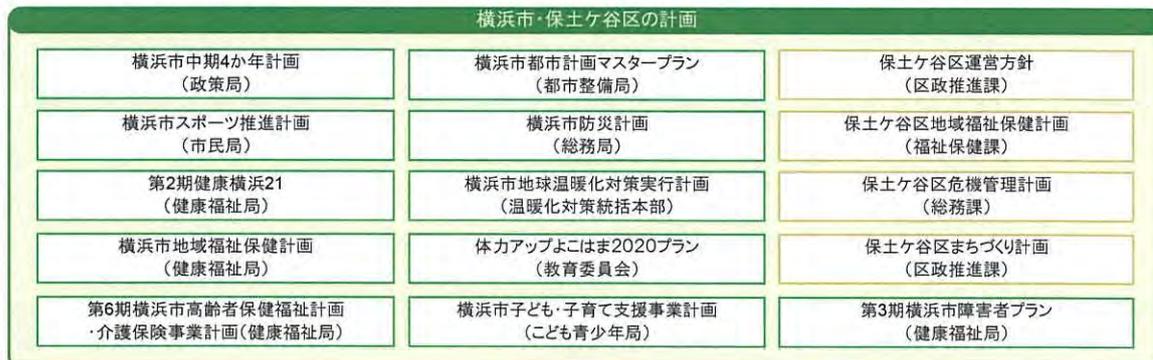
■第3期指定管理期間の目標人数

平成26年度の実績値348,165人を基準とし、以降毎年漸増させ、平成32年度には市内スポーツセンター初の400,000人を目標とします。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
392,000人	394,000人	396,000人	398,000人	400,000人

ウ 行政課題及び施策の理解

私たちは、保土ヶ谷区のスポーツ振興のための事業を行うにあたり、「スポーツ推進計画」「健康福祉関連計画」「保土ヶ谷区区政運営方針」等から、行政課題や施策を正しく理解し、その施策と連動した施設の運営や事業を実施します。



課題解決



エ 共創や協働の考え方の理解

当体育協会は、新しい公共を「共に創る（共創）」保土ヶ谷区のパートナーとして、社会的課題の解決を目指し、保土ヶ谷区役所との対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集した取組を協働して行うことで、新たな区民サービス（価値）の創出や地域の活性化を図っていきます。



オ 保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営のコンセプト

第3期 指定管理 コンセプト

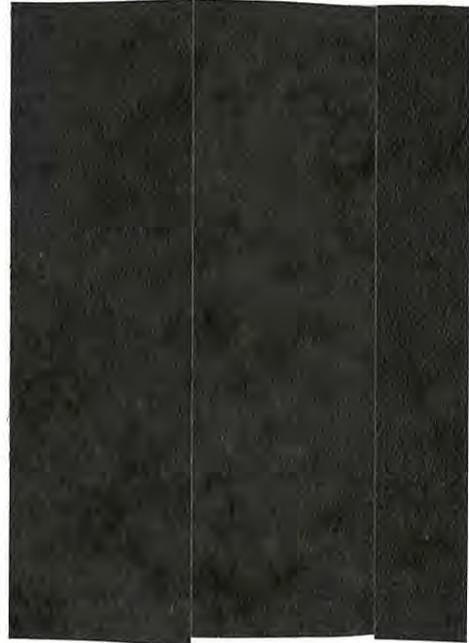
スポーツ・健康づくりのきっかけをつくり、継続を促す
保土ヶ谷区20万人のためのスポーツセンター

私たちはこのコンセプトのもと、横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理に臨みます。

保土ヶ谷区区制運営方針である「いつまでも、住み続けたい町 ほどがや ～人も地域もかがやく、いきいきとしたまちづくり～」を実践するためには、区民が健康であり続けることが重要であり、運動やスポーツには、健康・体力づくりやコミュニティーの醸成等が期待でき、生活を豊かにする力があります。

平成27年1月には、保土ヶ谷区長や保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長の方々と保土ヶ谷区のスポーツについて対談し、「**全世代の区民が気軽にスポーツへ参加できるきっかけをつくる事と、いつまでもスポーツを継続できるプログラムの提供**」が必要であるとの結論から、私たちは上記の第3期指定管理期間のコンセプトを定めました。

さらに、スポーツセンターは区に一館しかない公共施設であり、単にスポーツセンターへの集客を考えるだけでなく、スポーツセンターから遠い地域にお住いの区民に対しても、保土ヶ谷区のスポーツ活動拠点として、**身近な場所でも運動できる環境（人や場所、プログラム等）を整備します。**



タウンニュースにも掲載された
区のスポーツを考える対談記事

カ 行政課題及び施策に基づいた管理運営の基本方針

(ア) 私たちが取り組むべき課題

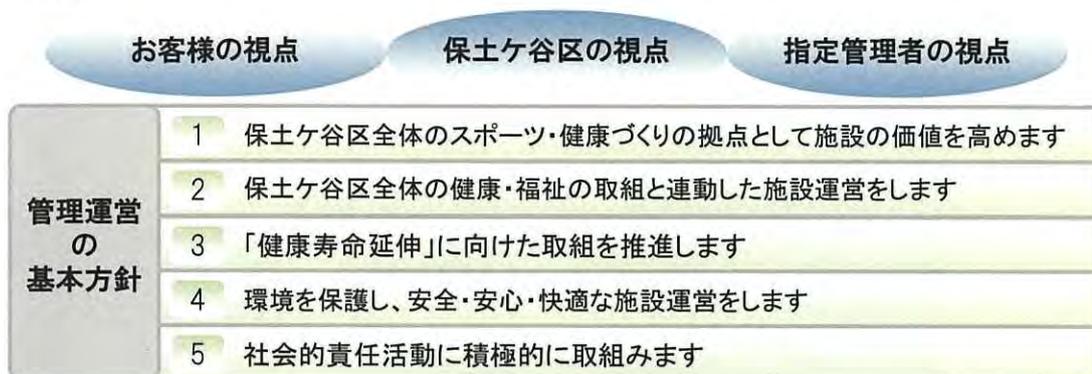
私たちは、「保土ヶ谷区区政運営方針」や行政課題、施設の設置目的と理念、特徴、取り巻く環境、お客様からのご意見や第三者評価、外部評価等でのご指摘、第2期指定管理者としての経験から、10個の取り組むべき課題があると捉えています。この課題に対し、後述します基本方針に則って解決し、皆様の期待に応えていきます。

取り組むべき課題	
1	健康づくりに資する事業の拡充
2	保土ヶ谷区の行政施策を理解し関連事業等における協働・協力
3	指定運動療法施設として運動療法プログラムの拡充
4	ウォーキングを活用した健康づくりの推進
5	適正な施設メンテナンスの実施
6	環境保全活動への取組

7	お客様の安全確保
8	施設の空きスペース等の有効活用
9	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催機運の醸成
10	重層的なセルフモニタリング

(イ) 管理運営の基本方針

当体育協会は、第3期指定管理を臨むにあたり、施設の設置目的と理念、特徴、取り巻く環境、行政施策などを踏まえ、「区民・お客様」「保土ヶ谷区」「指定管理者」の3つの視点から保土ヶ谷スポーツセンター管理運営の5つの基本方針を策定しました。



(2) 基本方針を実施するための目標及びアクションプラン

保土ヶ谷スポーツセンターの基本方針を踏まえ、先に記述した課題を解決するため、明確で具体的な10個の目標と実施策を掲げ、実行することを約束します。また、PDCAサイクルマネジメントに沿って、改善に繋げる仕組みを整え、施設の管理運営の質の向上及び継続的な業務改善活動を実践していきます。

第3期指定管理期間内に10の目標とアクションプランを実施することで延べ利用者人数を40万人以上にします。



目標 1

スポーツ教室や他施設と連携した事業など、市民の健康づくりに資する事業やスポーツ教室を、年間2,500回以上実施します。

アクションプラン

- ① 妊婦、生後6ヶ月から高齢者まで多世代を対象とした各種スポーツ教室を開催 **継続**
- ② スポーツ推進委員・青少年指導員等の地域団体と連携した事業を実施 **継続**
- ③ 介護予防、生活習慣病予防、肩腰膝痛予防、認知症予防、姿勢改善等の予防改善教室を実施 **拡充**
- ④ スポーツセンターから遠い地域にある施設と連携した健康づくり事業を実施 **拡充**
- ⑤ 障がい者団体と連携した事業を実施 **拡充**



肩・膝・腰痛予防体操教室



目標 2

保土ヶ谷区の健康・福祉の取組と連動した事業を実施し、区制方針の達成に寄与します。

アクションプラン

- ① 子育て世代を応援するための託児サービス付きスポーツ教室を実施 **継続**
- ② 小学校・中学校等で子どもの体力向上に資する事業を実施 **継続**
- ③ 自治会町内会・きらりシニア塾など、地域が取り組む高齢者対象事業に指導者を派遣 **拡充**
- ④ 区福祉保健課(保健活動推進員、合同保育講座等)の主催事業に協力 **拡充**
- ⑤ 保土ヶ谷区民まつりや花フェスタに協力 **拡充**
- ⑥ お客様や地域住民を対象とした還元イベントの開催 **継続**
- ⑦ 商店街と連携した活性化事業を実施 **拡充**



2015年 花フェスタでの姿勢測定

目標 3

健康寿命延伸のために、内科系運動療法と整形外科系運動療法を実施します。

アクションプラン

- ① 横浜市医師会と健康づくり事業を実施 **拡充**
- ② 横浜市スポーツ医科学センターと健康づくり事業を実施 **継続**
- ③ 内科系運動療法を実施 **拡充**
- ④ 整形外科系運動療法を実施 **新規**



横浜市医師会との連携事業
スポーツ医事相談

目標 4

ウォーキングを活用して、区民の健康づくり等に取り組めます。

アクションプラン

- ① 地域と連携した防災・防犯ウォーキングの実施 **拡充**
- ② スポーツセンターで設置したウォーキングコースを日本ウォーキング協会に登録申請 **新規**
- ③ 日本ウォーキング協会認定の指導員資格を職員が取得し、ウォーキング教室を開催 **新規**
- ④ 姿勢測定・姿勢改善教室・歩行測定を活用した相談事業を実施 **拡充**
- ⑤ ウォーキングポイント閲覧用PCをロビーに設置 **新規**



体育協会オリジナル姿勢測定

目標 5

日常点検を1日6回以上、予防保全を主とした修繕を年間400万円以上実施します。

アクションプラン

- ① 1日6回以上の日常清掃・点検を実施 **継続**
- ② 公共施設管理に長けた協力企業と連携して、24時間監視体制を構築 **拡充**
- ③ 毎年度400万円以上の予防保全を主とした修繕を実施し、施設の長寿命化に寄与 **拡充**
- ④ 備品台帳による適正な備品管理を実施 **継続**
- ⑤ 建物劣化診断に基づく中長期計画の策定 **新規**



いつでも綺麗に日常清掃

目標 6

体育室照明のLED化など、コスト縮減と環境保護を進めます。

アクションプラン

- ① 低炭素社会の実現に向け、体育室照明のLED化 **新規**
- ② 競争入札による電力調達を実施 **新規**
- ③ グリーン電力を購入するなど、カーボンオフセットを実施 **新規**
- ④ 「ヨコハマ3R夢プラン」の取組として、スポーツグッズのリユースを推進 **新規**



体育室照明のLED化(イメージ)

目標 7

危機管理体制を徹底し、常時、安心な管理体制を構築します。

アクションプラン

- ① AED操作方法の徹底(毎月) **継続**
- ② 応急手当有資格者の常駐 **継続**
- ③ 危機管理マニュアルに沿った危機管理担当者の配置 **継続**
- ④ 自衛消防、防犯組織の整備及び地域防災訓練への参加 **継続**
- ⑤ 災害発生時の避難所対応の整備 **継続**
(防災管理者の設置)



万が一でも安心 AED 操作研修

目標 8

施設内空きスペースや時間を活用した、新たな利用サービスを創出します。

アクションプラン

- ① 屋上の空きスペースをテラスに変更 **新規**
- ② バイク置き場を増設 **新規**
- ③ ロビーに横浜FC応援コーナーを設置 **新規**
- ④ インラインホッケーコートで予約のない空き時間を活用し、個人利用を実施 **継続**



横浜 FC 応援コーナー(イメージ)

目標 9

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会応援企画を、年間4回以上実施します。

アクションプラン

- ① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会啓発のためのコラムや展示、カウントダウンボード等を掲示 **新規**
- ② トップ選手を招聘しての事業を実施 **継続**
- ③ 障がい者とのスポーツ交流を実施 **拡充**
- ④ パラリンピック競技体験イベントを実施 **新規**



トップ選手を身近に

目標 10

お客様や第三者による意見等を反映させ、満足度を高めます。(満足・やや満足割合を95%以上)

アクションプラン

- ① お客様アンケートを半期毎実施し、お客様の声を運営に反映 **継続**
- ② サービス介助士を配置 **継続**
- ③ 第三者評価を受審し、いただいた評価を総括し、将来の運営に反映 **継続**
- ④ 地域の方々やお客様との利用者会議を実施 **継続**
- ⑤ スポーツコンシェルジュ(総合案内係)を配置 **拡充**



保土ヶ谷スポーツセンターをもっと良くする利用者会議



2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

5カ年実施計画

年度	年度方針	主な取組
28年度 (2016)	新たな機会の創出 安全・安心・快適な環境づくり	・多世代を対象とした事業の展開 ・建物劣化診断の実施 ・施設内照明の改修
29年度 (2017)	機会の提供と継続の創出	・商店街と協働による事業の検討
30年度 (2018)	提案内容を総括し、健康づくり事業の拡充	・開館 30 周年イベントの開催 ・介護予防、運動療法事業等の拡充
31年度 (2019)	最終年度に向けた課題の整理と解決策の実施	・将来を見据えた事業・修繕計画の策定 ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会啓発企画の実施
32年度 (2020)	区民ニーズや区内情勢を捉え、第4期に向けた新たな事業モデルを実施し将来を見据えた施設運営	・第3期指定管理の総括 ・新規モデル事業の実施

(3) 保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営体制

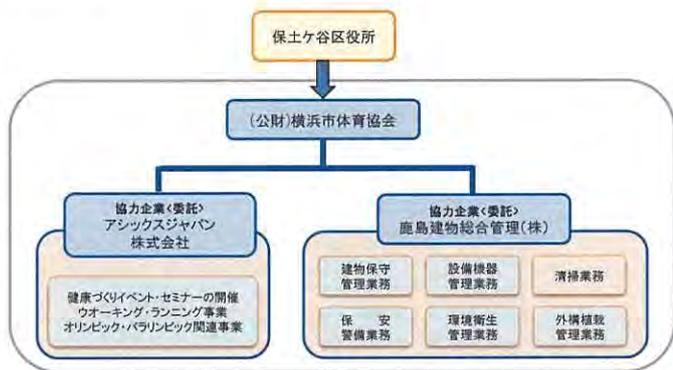
私たちは、今まで単独で保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営を行ってきましたが、今後の更なる健康づくりや施設設備老朽化に関する区民ニーズに的確に応えていくために、当該分野を得意とするアシックスジャパンと鹿島建物総合管理の協力を得て、グレードアップした新体制で臨みます。

アシックスジャパン株式会社は、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の国内最高位スポンサーであり、世界有数の総合スポーツ用品メーカーとして、高品質のスポーツシューズ等の製造販売を行っているほか、ランニングやウォーキングなどの啓発

イベントを企画し、スポーツの普及振興に大いに貢献している企業です。区民の健康づくりを促進していくにあたり、オリンピック・パラリンピック関連事業やウォーキング・ランニングのイベント・セミナー等の事業を協力して展開します。

また、鹿島建物総合管理株式会社は、スポーツ施設や百貨店、ホテル、銀行等数多くの施設の設備維持管理業務を請け負っており、その管理ノウハウや実行性に大変定評があります。ファシリティ・マネジメント (FM) 体制を構築し、施設・設備のデータを活用した長寿命化や LCC (ライフサイクルコスト) 縮減などのメリットを創出していきます。

当体育協会と当該協力企業が連携をすることで、今まで以上の最適な施設の管理運営体制を構築します。



(4) 指定管理に取り組む体育協会のご紹介

私たちは、公益目的事業を行うことを主たる目的とした公益財団法人です。昭和4年(1929年)に横浜体育協会(野球・庭球・山岳)として発足し、昭和初期から今日に至るまで横浜のスポーツ振興に寄与してきました。

現在、各種施設運営(40施設)やスポーツ事業など、スポーツ振興事業を実施しており、74の団体(52の種目別競技団体、18の区体育協会、3の学校体育団体、1の体育団体)が加盟しています。この強力なスポーツネットワークの相互連携に基づいて区民の健康・体づくり、競技スポーツの推進に大きく貢献しています。なお、保土ヶ谷スポーツセンターで開催している一部教室は、加盟団体の協力によって運営されています。

平成27年4月現在

■ 競技団体 (52団体)		
1 横浜市ハドミントン協会	2 NPO 法人横浜市馬術協会	3 横浜バスケットボール協会
4 横浜ハレホ-ル協会	5 横浜ハンドホ-ル協会	6 横浜市ホッケー協会
7 横浜市陸上競技協会	8 横浜市ヨット連盟	9 横浜市卓球協会
10 横浜市体操協会	11 横浜市ソフトホ-ル協会	12 横浜野球協会
13 横浜野球連盟	14 横浜市ラグビーフットホ-ル協会	15 横浜市剣道連盟
16 横浜市テニス協会	17 NPO 法人横浜ソフトテニス協会	18 横浜市弓道協会
19 一般社団法人横浜サッカー協会	20 横浜市柔道協会	21 一般社団法人横浜水泳協会
22 横浜市相撲連盟	23 横浜市山岳協会	24 横浜スキ協会
25 横浜市アマチュアボクシング協会	26 横浜市クレー射撃協会	27 横浜市レスリング協会
28 横浜市ウエイリフティング協会	29 横浜市なぎなた連盟	30 横浜市アーチェリー協会
31 横浜市ライフル射撃協会	32 横浜市ボウリング協会	33 横浜市空手道連盟
34 横浜アメリカンフットボール協会	35 横浜市カヌー協会	36 NPO 法人横浜市ボート協会
37 横浜市太極拳協会	38 横浜市ゲートホ-ル連合	39 横浜市少林寺拳法連盟
40 横浜市ゴルフ協会	41 横浜アイスホッケー連盟	42 横浜市インディアカ協会
43 横浜市綱引連盟	44 横浜市スポーツダンス協会	45 横浜市合気道連盟
46 横浜市スポーツチャンバラ協会	47 横浜市日本拳法連盟	48 横浜市ハドン協会
49 横浜トライアスロン協会	50 横浜市ハワ-リフティング協会	51 横浜市グラウンドゴルフ協会
52 横浜市ターゲット・バードゴルフ協会		
■ 地域団体 (18団体)		
1 鶴見区体育協会	2 保土ヶ谷区体育協会	3 青葉区体育協会
4 神奈川区体育協会	5 旭区体育協会	6 保土ヶ谷区体育協会
7 西区体育協会	8 磯子区体育協会	9 戸塚区体育協会
10 中区体育協会	11 金沢区体育協会	12 栄区体育協会
13 南区体育協会	14 港北区体育協会	15 泉区体育協会
16 港南区体育協会	17 緑区体育協会	18 保土ヶ谷区体育協会
■ 学校団体 (3団体)		
1 横浜市立小学校体育研究会	2 横浜市立中学校体育連盟	3 横浜地区高等学校体育連盟
■ 体育団体 (1団体)		
1 横浜市レクリエーション連合		

私たちの行動の原点はスポーツ振興のためであるという考えのもと、全ての皆様に、信頼され好感を持っていただけるよう職員行動指針を定めています。この行動指針にもある通り、着実にチャレンジする風土は、「2002FIFA ワールドカップ™」や「H.I.S. 世界卓球 2009 横浜」「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」等の大規模な国際大会やフルマラソンとして平成27年3月15日に開催された「横浜マラソン 2015」を成功に導きました。

公益財団法人横浜市体育協会 職員行動指針

基本理念

「いつまでもスポーツが楽しめる、明るく豊かな社会の実現」

私たちは、この基本理念をいかに守り、一人ひとりが「横浜市体育協会の代表」であることを見守り、すべての行動の原点はスポーツ振興のためであることを常に認識し、皆様に、信頼され好感を持っていただけるよう、行動します。

- 正直に、誠実に、行動します
- 安全・安心を第一に考えます
- 清潔で快適な環境づくりを徹底します
- 無駄をなくし、時間とお金を有効に使います
- 自分の行動に責任をもち、粘り強く結果を出します
- 常に学び、チャレンジし、成長し続けます

職員行動指針



(5) 体育協会の経営姿勢

ア 公共サービスを担う者の心得

公の施設の管理者は、「地方自治法 244 条」に則り、住民福祉の増進や施設の公正・公平な利用の確保など、その趣旨を理解して管理運営しなければなりません。

また、保土ヶ谷区区政運営方針、横浜市スポーツ推進計画及び横浜市スポーツ施設条例などの趣旨を理解し、遵守することは当然の責務です。私たちは、業績・成果志向などの民間手法も取り入れ、その役割と責務を果たし、保土ヶ谷区の施策の実現に向けて誇りを持って誠実に行動します。



私たちが責務を果たします

指定管理者が遵守する法令等

私たちは公益法人として、また指定管理者としてふさわしい倫理を保持し、法令や条例を遵守した管理運営を行うことは当然のことです。特に、「個人情報保護」、「適正な労務環境の堅持」、「建物・設備の維持管理」、「社会の持続可能性」については重要であり、その趣旨を十分に理解したうえで管理運営にあたります。

私たちは、その重要さをしっかり認識するため、職員研修を充実させるとともに、委託業者や外部講師など施設に係る全てのスタッフにその浸透を図ります。



平成 26 年度コンプライアンス研修

■ 指定管理者が遵守すべき主な法律・条例・方針・計画・マニュアル等

保土ヶ谷区区政運営方針／保土ヶ谷区地域福祉保健計画
保土ヶ谷区まちづくり計画／保土ヶ谷区危機管理計画
スポーツ基本法／横浜市スポーツ推進計画／横浜市スポーツ施設条例(同条例施行規則)
横浜市基本構想長期ビジョン／横浜市中期4か年計画 2014～2017／指定管理者ガイドライン
健康増進法／第2期健康横浜21／第6期横浜市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画
地方自治法／公共サービス基本法／横浜市行政手続条例／横浜市暴力団排除条例
横浜市市民協働条例／横浜市市民活動推進条例(同条例施行規則)
環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律／地球温暖化対策の推進に関する法律
横浜市防災計画／災害時等における施設利用に関する協定
障害者差別解消法／第3期横浜市障害者プラン／横浜市障害福祉計画
横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市中心企業振興基本条例／横浜市商店街振興基本条例
横浜市地域の絆をはぐくむ条例／ヨコハマ 3R 夢プラン(一般廃棄物処理基本計画)
労働基準法／労働組合法／労働安全衛生法／職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法
建築基準法／消防法／電気事業法／水道法／建築物における衛生的環境の確保に関する法律
横浜市の保有する情報の公開に関する条例／個人情報の保護に関する法律 等

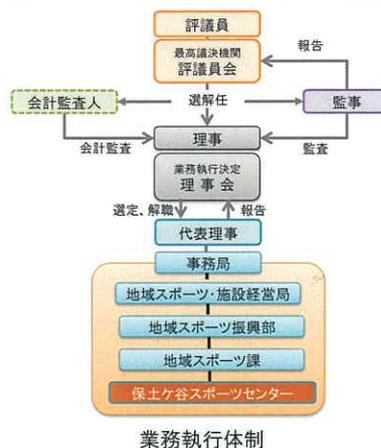
(6) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)

ア 安定的な管理運営が可能な経営体制

当体育協会は、スポーツの普及振興を専門とする経験豊富な人材と、30年以上にわたる施設管理のノウハウ、強固なスポーツネットワークといった強みを活かし、指定管理者制度に順応した体制を整備しています。

(ア) 30年以上の実績とノウハウを持つ組織構成と業務執行体制

当体育協会の組織は、7局14部から構成される組織で、総勢272人(平成27年6月1日現在)の職員が配置されています。当体育協会の執行責任体制については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づくガバナンスのもと、「処務規程」により業務執行組織及び事務分掌を規定し、「事務決裁規程」によってその権限を明確にしています。代表理事をトップとした業務執行体制のもと、当体育協会本部の地域スポーツ課が保土ヶ谷スポーツセンター事業の進捗や予算執行などを掌理しています。



(イ) 天災等発生時のバックアップ体制

当体育協会では、リスク管理及び危機管理を担う組織として危機管理室を設置し、施設や各種事業をバックアップしています。また、法的なリスク管理や事故による補償及び紛争解決等については、顧問弁護士によって事態に備えています。

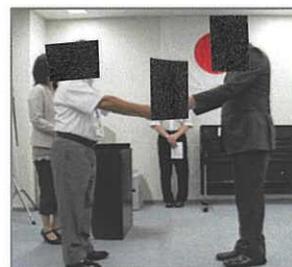
天災等の非常時には、保土ヶ谷スポーツセンターが一定期間(3~4カ月)閉鎖した場合でも耐えうる経営体力(平成26年度末現金及び同等物残高1,271百万)を有し、その人員を他の業務に振り向けるとともに、いざというときには応援体制を組むなど臨機応変な組織対応力を備えています。

顧問弁護士

(ウ) 必要な人材の確保と人事考課制度及び表彰制度

当体育協会では「人材こそが最も重要な経営資源=人財」という考えのもと、知識と経験に裏打ちされた資質と能力を兼ね備える人材の採用や育成に努めています。

また、組織の活性化と職員のモチベーションを高めるため、職員の日常の実績及び成果が客観的かつ公平・公正に評価できるよう人事考課制度を導入するとともに、顕著な功績をあげた職員に対する表彰制度も確立しています。



人命救助の表彰

(エ) 研修計画

質の高いサービスを提供するために、職場における実務研修(OJT)や外部講習・研修なども含めた体系的な研修教育の仕組みづくりを行っており、職員の業務遂行能力の向上を継続して実施してまいります。また、「おもてなしの心」によるホスピタリティーの充実を図るための接遇リーダー研修や公共サービスを担う者として、人権擁護や個人情報の保護、危機管理など幅広い分野で計画的な研修を実施しています。



個人情報保護研修



(オ) 公共サービスに精通した職員配置と資格取得制度

当体育協会には、長年スポーツ施設に関わっている、経験豊富な職員が多数在職しています。保土ヶ谷スポーツセンターの所長を任せる職員については、公共スポーツ施設の管理運営を十分に経験してきた職員を配置します。また、公共スポーツ施設の管理運営に活かすことのできる様々な資格の有資格者も多数在職しており、支援体制も万全です。当体育協会が指定する指定管理関連資格の取得・更新については、講習会参加時の職務を免除するなどの制度を設け、職員の資質向上ならびに施設運営の質向上をサポートしています。

資格名	人数(人)
健康運動指導士	40
健康運動実践指導者	8
スポーツプログラマー	60
体育施設管理士	36
普通救命講習	41
上級救命講習	59
応急手当普及員	82
サービス介助士	37

(カ) 保土ヶ谷スポーツセンターでの職場内研修と自己啓発研修制度

保土ヶ谷スポーツセンターでは、心肺蘇生法及びAED操作の実技、ユニバーサルサービスへの取組、人権問題をテーマにした職場内研修を定期的に行います。

また、職員のパソコンスキルの向上を図るIT研修や「おもてなしの心」を醸成するための職場内研修を定期的に行い、職員の業務能力の向上を図ります。



スポーツセンターでの職場内研修

さらに、職員の能力向上や意識改革の推進を図るため、自己啓発研修を推進しています。実施に際しては、職員の職務に専念する義務の特例に関する要綱を定め、必要に応じて通年で半日単位4回までの自己啓発のための職免を認めています。

イ 健全な財務状況に基づく経営体力

(ア) 健全な体育協会の財務状況

金融資産については、当体育協会資産管理運用要綱に基づき、AA格以上である日本国債、横浜市債、定期預金を基本として、安全性を最優先して運用します。財務状況の安全性を示す指標は、下記のとおりで、高い安全性を維持しています。

■平成26年度決算数値 基本財産 122,150千円

① 総資産対正味財産比率(正味財産/総資産×100) 64.4%

目安が30%以上とされるなか、倍以上の64.4%を示し、返済義務のない安定的な資産で運営しています。

② 当座比率(流動資産(棚卸資産除く)/流動負債×100) 118.2%

目安が90%以上とされるなか、118.2%となっており、短期的な支払(負債)について十分対応する能力を有しています。

③ 借入金比率(借入金/総資産×100) 0%

指標は1%以下でありほぼ無借金の経営体質となっています。

④ 現金及び現金同等物の期末残高 1,271,324千円

当協会は、公益法人会計基準(平成20年度基準)を採用するとともに、外部監査に基づく適正な会計処理体制を確立しております。

(イ) 適正な予算執行と厳格な会計監査の実施

当体育協会では、公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規定等に準じて、各種経理関係規定及び独自の経理事務マニュアルに基づき日常業務を遂行します。

当体育協会本部の経理課と地域スポーツ課によるダブルチェックや公認会計士による外部監査、職員による内部監査などの実施により、経理処理の厳格化を徹底しています。また、保土ヶ谷スポーツセンターの予算は所管部である地域スポーツ振興部と経理課による執行管理を毎月行っており、予算に対する執行状況を随時確認しています。



公認会計士による会計監査

■平成26年度外部監査担当者

監査責任者		公認会計士 税理士
監査補助者		公認会計士 税理士
監査補助者		公認会計士 税理士

ウ 団体としての情報公開と情報開示

(ア) 公益団体として求められる積極的な情報公開

当体育協会は、公益財団法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の適用を受け、貸借対照表を公告することが義務づけられています。公告方法は法令の範囲内で任意とされていますが、インターネットによる公告を定款で規定し公開しています。また、公益法人の指導監督基準において定められる項目(定款、役員名簿、計画、報告予算、決算等の経営情報)のほか、経営計画や横浜市との協約事項の達成基準やその評価、事故等含めた記者発表内容、大会・イベント情報等についてインターネットで広く公開しています。



(イ) 情報公開請求に対する対応

保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営において、十分な透明性を確保し、市民への説明責任を果たします。情報開示請求に対する取り扱いについては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨にのっとり「体育協会の保有する情報の公開に関する規程」を策定し、その対応を定めています。また情報開示にあたり、個人情報が含まれる場合は十分に配慮する必要があり、JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に適合した運用により個人情報を適正に取り扱います。

エ 就業体制・福利厚生・労働法規順守体制

(ア) 公共サービス従事者に適した就業体制

高品位なサービス提供の観点から、職員に加重な業務の負担を強いることのないよう、改正労働基準法その他労働関係法規を遵守した就業体制を確保します。

なお、法令遵守や倫理保持等、公正な職務執行を脅かす疑いがあった場合は、「コンプライアンス規程」に基づき、事務局長を責任者として調査、告発、再発防止等のための措置を行い、「就業規程」及び「懲戒処分の標準例」に基づき対応します。

(イ) 社会保険と福利厚生及びワークライフバランスへの取り組み

安全で良質な公共サービスを実施するためには、いきいきと働ける環境が不可欠です。当体育協会では、必要な社会保険等に加加入するとともに、仕事と生活の調和を図るため、育児休業、介護休業、各種休暇等のワーク・ライフ・バランスのサポートに関する制度を整備するほか、職員の福利厚生を充実させています。特に、女性やシニアが働きやすい環境の整備は社会全体の課題であり、力を入れて取り組んでいます。

また、「次世代育成支援対策推進法」による一般事業主行動計画を策定するとともに、定年後の継続雇用制度を設け、安心して働きつづけることができる仕組みを整えています。

ワーク・ライフ・バランスに関する制度等

年次休暇 (目標：一人あたり平均 10 日以上)	骨髄提供休暇
病気休暇	結婚休暇
社会貢献活動休暇	夏季休暇
生理日休暇	祭日休暇
育児時間	男性職員の育児参加休暇
服忌休暇	配偶者の出産のための休暇
短期介護休暇	介護休暇
子の看護休暇	公の職務執行休暇(裁判員制度対応)
ノー残業デーの設定(毎週水曜日)	衛生通信の発行と産業医による健康相談
横浜市勤労者福祉共済 ハマふれんどへの加入	



(ウ) 労働法規等遵守体制

法令遵守は当然のことですが、指定管理者による適法かつ社会の要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働基準法をはじめとする労働関係法規を遵守した適切な就業体制を確保しています。また、マイナンバー制度やストレスチェック義務化等、法改正による新たな制度についても迅速に対応できるよう準備を怠りません。

日本国憲法／労働基準法／労働者災害補償保険法／最低賃金法／障害者基本法／労働安全衛生法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律／公益通報者保護法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律／労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律／次世代育成支援対策推進法
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律／労働契約法／労働組合法／職業安定法
障害者の雇用の促進等に関する法律／裁判員の参加する刑事裁判に関する法律／雇用保険法
高齢者等の雇用の安定等に関する法律／健康保険法／厚生年金保険法／介護保険法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 等

オ 類似施設の豊富な管理運営実績

当体育協会は、多くの施設の管理運営実績を有しています。管理する指定管理施設は、第三者評価や外部評価において、いずれも高い評価を得ています。

<p>■スポーツセンター 15 施設</p> <p>鶴見・神奈川・西・中・南・港南・保土ヶ谷・旭・磯子・金沢・港北・都筑・戸塚・栄・保土ヶ谷</p> <p>■公会堂 1施設</p> <p>栄</p> <p>■野外活動施設 5 施設</p> <p>三ツ沢公園青少年野外活動センター・くろがね青少年野外活動センター・こども自然公園青少年野外活動センター・赤城林間学園・南伊豆臨海学園</p> <p>■体育館施設 2 施設</p> <p>横浜文化体育館・平沼記念体育館</p> <p>■プール施設 9 施設</p> <p>横浜国際プール・横浜プールセンター・本牧市民プール・旭・港南・保土ヶ谷・栄・都筑・リネツ金沢</p> <p>■テニスコート施設 3 施設</p> <p>緑テニスガーデン・泉中央テニスガーデン・根岸テニスガーデン</p> <p>■スポーツコート施設 1 施設</p> <p>みなとみらいスポーツパーク</p> <p>■新横浜公園</p> <p>新横浜公園・日産スタジアム・日産フィールド小机・日産ウォーターパーク・しんよこフットボールパーク</p> <p>■横浜市スポーツ医科学センター</p> <p>■神奈川スケートリンク</p> <p>■鶴見川漕艇場 ■たきがしら会館</p>



日産スタジアム



横浜国際プール

カ 認証制度の取得等

当体育協会では、良質かつ適正なサービスを提供するとともに、広く社会に貢献するための各種認定やそれに類するものを取得しています。

<p>プライバシーマークの取得</p> <p>当体育協会は、平成18年11月から、日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合する個人情報保護への取り組みを始め、平成20年8月にプライバシーマークの付与認定を受けました。以来3度の更新を経て、現在も運用中です。</p>
<p>日本赤十字社神奈川支部企業等連携プログラム「いつも ここに 安心を」</p> <p>日本赤十字社神奈川支部による、安全で安心感が高いと感じられる地域づくりをめざした企業等連携プログラム「いつも ここに 安心を」の趣旨に賛同し、協会としてこのプログラムに参加しています。横浜市消防局による応急手当に関する講習会への参加の他、このプログラムへの参加によって、職員の応急手当に関する意識・スキルの向上を図っています。</p>
<p>「ISO20121(イベントマネジメントの持続可能性に関する国際標準規格)」の認証</p> <p>当体育協会を構成団体とした世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会では、世界トライアスロンシリーズ横浜大会において、「ISO20121(イベントマネジメントの持続可能性に関する国際標準規格)」の認証を取得し、環境への配慮、地域や社会への貢献、地域経済の活性化等の取り組みをしています。</p>
<p>第5回横浜シーサイドトライアスロン大会 ブルーカーボンオフセット証書授与</p> <p>当体育協会が実行委員会事務局を務めた、第5回横浜シーサイドトライアスロン大会(平成26年9月28日実施)において、横浜市との協働による地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン事業」でカーボンオフセットの社会実験にチャレンジし、平成27年1月20日(火)に横浜市温暖化対策統括本部から証書が授与されました。寄附金などでオフセット(埋め合わせ)する取り組みを行うことで、わかめの栽培・地産地消などを支援して海の環境改善に貢献し、CO²削減につなげました。</p>



2 施設の平等・公平な利用の確保(様式9)

指定管理者は、公の施設である保土ヶ谷スポーツセンターの利用について、法的にも実際にお客様が利用される際にも公平性・平等性を確保しなければなりません。

関係法令遵守による平等利用の確保はもちろん、ユニバーサルデザインのもと、年齢やハンディキャップ、国籍等による使いにくさを排除し、運営します。

(1) 誰もが平等に利用できる仕組みづくり

ア 平等利用の原則を堅持する体制

私たちは、指定管理者として公共施設の公平性・平等性を確保するために、保土ヶ谷スポーツセンターの管理運営に係る全員が、当館の設置目的や関連諸規定について、理解の徹底を図る体制を次のように整えています。

(ア) 公共性・公平性保持に関する条例等の理解

地方自治法第244条第2項及び第3項(※)では、信条、性別、社会的身分、年齢等により合理的な理由なく公共施設の利用を制限することを禁じています。

私たちは、この地方自治法をはじめ、「横浜市市民活動推進条例」「横浜市スポーツ施設条例」及び「同施行規則」等の正しい解釈と、関連内規を職員が熟知するために、研修や職場における実務研修(OJT)による理解の徹底を図り、適正な利用許可や調整方法に平等性を確保します。

※地方自治法

第244条第2項

「普通地方公共団体(次条第3項に規程する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」

第244条第3項

「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」

(イ) 人権尊重の取組

保土ヶ谷スポーツセンター所長を人権啓発推進者とし、職員や協力会社など全スタッフを対象とした人権問題に関する専門研修(年1回)を実施します。

また、平成25年6月に成立した「障害者差別解消法」において、障がい者に対する社会的障壁の排除が事業者の努力義務となっていることから、

保土ヶ谷スポーツセンターでは、サービスや情報の提供について、多様なお客様を区別することなく、ぬくもりある接遇を全スタッフに徹底します。



全職員対象の人権研修(H27.3月)

(ウ) 公共サービス従事者としての職員研修

公共サービス従事者として心構えを徹底するため、指定管理者研修を毎年実施しています。また、公益財団法人である私たちは、横浜市政策局主催の指定管理者セミナーに参加するなど、サービスの公平性を保つ取組を積極的に行っています。

協力会社や外部講師には年度当初に研修を実施し、理解を徹底します。



指定管理者研修(H25.10月)

(エ) 不正な利用を許さない！反社会的組織への対応

施設の公平・平等な利用の確保のために、神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員となり、「暴力団追放ステッカー」の掲示や対策研修の協力を仰ぎ、反社会的組織による利用を抑止します。

※様式 10「3 コンプライアンス」に詳しく掲載しています。



暴力団対策研修(協力:神奈川県警)

イ 適正な利用許可(一般利用)・予約システムの実行体制

(ア) 体育室・研修室での団体一般利用の受付

団体の一般利用については、「横浜市市民利用施設予約システム」による公正な抽選と空き枠の先着受付により決定します。

受付カウンターや当館ホームページ等で、初めての方にもわかりやすいご案内をするとともに、空き状況を館内掲示板などで毎日掲出し、利用促進に取り組みます。

(イ) 定期教室の受付

教室募集時に定員以上の応募があった場合は、初めて参加希望者を優先したうえで、当体育協会「教室事業基本マニュアル」に沿って公開抽選を実施し、公平・平等を確保します。現在、保土ヶ谷スポーツセンター教室への応募は、インターネットからのお申込みが 35.9%と年々増加していますが、高齢者などインターネットが苦手なお客様に配慮し、往復はがきでも受け付けます。



教室抽選会(公開)

ウ 優先利用の受付

(ア) 優先利用のできる団体

優先利用は、「横浜市市民活動推進条例第 12 条および同施行規則第 3 条」に従い、申請理由や事業の計画・収支予算書等の必要な書類に漏れがないよう、自ら申請書を作成し適正に対応します。



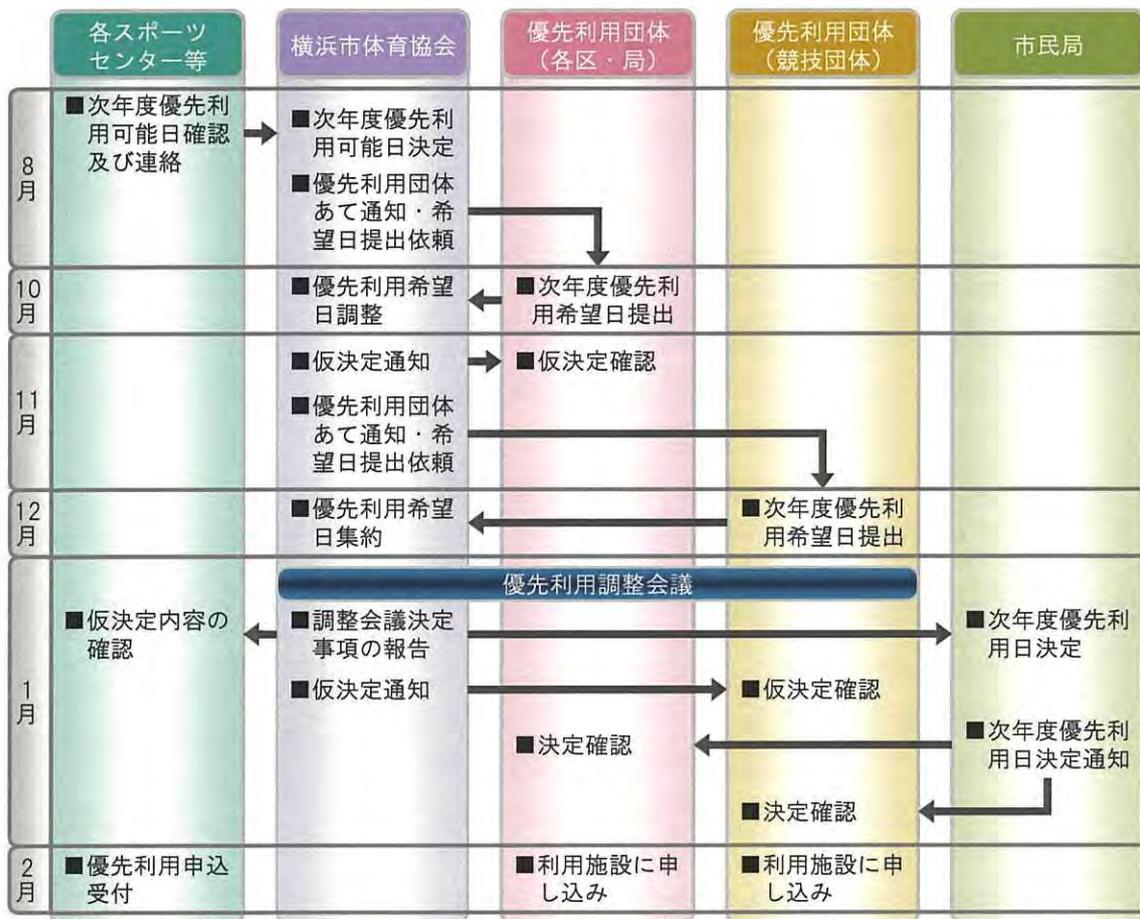
横浜市や市内スポーツ関係団体等が不特定多数の市民を対象に開催する大会やイベント等は、利用前年度に「横浜市スポーツセンター及び平沼記念体育館優先利用調整会議」によって、公正に施設優先利用を確保します。「横浜市市民活動推進条例」で規定する活動に合致した団体のほか、横浜市主催・共催事業、各市民大会等での利用団体などを優先利用対象団体とします。

優先利用申請書

(イ) 優先利用の受付

優先利用の調整にあたっては、「当体育協会優先利用調整マニュアル」のもと、綿密な年間スケジュールのもとで進めます。

■ 優先利用調整フロー



施設利用受付時及び利用料金受領や減免措置においても、関連条例の遵守、並びに「スポーツセンター業務基準」に則り適正に取扱います。適用の可否については厳密な審査のうえ判断し、公平・平等利用を堅持します。

エ 減免利用の受付

保土ヶ谷スポーツセンターでは、「横浜市スポーツ施設条例、同施行規則」の減免に関する規定に則して減免基準を設け、横浜市が主催・共催・後援する事業や障がい児・者、子どもが利用する際などに施設利用料を減じています。減免利用の可否については、基準に則り適正に取り扱うとともに、申請書等を定めて正しく事務処理を行います。また、お客様に対して減免の適用についてわかりやすく説明します。

平成26年度減免実績	学校	障がい者	高齢者
件数	16件	994人	110人
金額(円)	92,900円	146,900円	11,000円

■ 減免に関する基準の抜粋

横浜市スポーツ施設条例
第13条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
横浜市スポーツ施設条例施行規則
第11条 条例第13条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 誰にでもやさしい施設を目指して

横浜市は老年人口比率 21%を超える超高齢社会です。障害者手帳の発行数も増加する中、市民の平等な施設利用を確保するためには、法令遵守と併せて、年齢や障害、国籍などにかかわらず、利用しやすい施設にする必要があります。

私たちは右図のユニバーサルデザインの7原則に則り、誰に対しても同等で利用しやすいユニバーサルサービスを提供します。



ア ユニバーサルデザインを踏まえたサービスの提供

私たちは、お客様にとって公平で使いやすい施設となるよう、第2期指定管理期間中もユニバーサルデザインの更新を行ってきました。次頁の表がその一覧です。

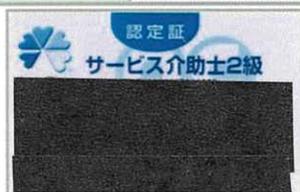
今後は、多様なお客様のご意見を、新たなサービスとして取り入れる仕組みを強化し、サービス向上を図っていきます。



指さして会話できるコミュニケーションボード

■保土ヶ谷スポーツセンターのユニバーサルデザイン実績

□サービス面		主な対象
送迎	お客様へのさわやかな挨拶と暖かい笑顔で、お迎えとお見送りをします。また、スタッフによる入退場ドアの開閉をお手伝いしています。	全員
案内・誘導	サービス介助士を配置しており、お客様の不安がないよう案内誘導をします。車いすの方には、トイレや駐車スペース等へ行く際のサポートを行っています。	障がい者 高齢者
接客	接遇研修やノーマライゼーション研修を実施し、職員全員がホスピタリティーを持って接客します。お子様には姿勢を低めて目線を合わせ、わかりやすい言葉で話します。	全員
受付	耳や言葉の不自由なお客様に、筆談ボードやコミュニケーションボード（社会福祉協議会作成）、高齢者や弱視のお客様には老眼鏡や拡大鏡を用意しています。	障がい者 高齢者
印刷物	弱視や色弱などの障がいがあるお客様でも見やすいUDフォントやポイント数、色などを考慮し、地図やアクセス方法等の情報を盛り込みます。	障がい者 高齢者
外国語	外国語ができる職員を配置し、外国人のお客様への受付や利用案内への対応をしています。また、館内放送は、緊急時用に外国語の放送原稿を用意しています。	外国人
利用案内	初めてのお客様、障がい者のお客様でもスムーズにご利用いただけるよう、ご利用日前の打ち合わせを行っています。	全員
□設備面		主な対象
車いす	サイズの異なる車いすを用意しています。飲料の自動販売機は、車いすのお客様に使いやすいデザインの機種を設置しています。	障がい者 高齢者
入口・通路	素通しガラス扉にラインテープを張り、衝突事故を防いでいます。階段や通路は、段差や場所がわかりやすいよう配色を工夫しています。	全員
トイレ	多目的トイレに子ども用便座を設置しています。	子ども
案内表示	多くの室場をわかりやすくご利用いただくために、ピクトサインと外国語での案内表示を設置しています。	外国人 子ども



サービス介助士



ピクトサイン付きの案内表示



ユニバーサルデザイン自動販売機

イ 障がい児・者や高齢者、子どもにやさしい環境づくり

(ア) レクリエーション機会拡大のための連携

障がい児・者へのスポーツ・レクリエーション機会の拡大は、専門性のある団体との連携が欠かせません。

私たちは、職員の資質向上のために、「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」の協力のもと、定期的な実践研修を行っています。現在も横浜ラポールから紹介をされた方がトレーニング室に来館され、トレーニングに励んでいます。



横浜ラポールでの定期研修

(イ) 高齢者の運動機会の確保

保土ケ谷スポーツセンターは、当体育協会が管理するスポーツセンターの中で、60歳代・70歳代のお客様の割合が多い施設です。

私たちは、館内に休憩用の椅子の設置、手すりの設置やシニア向けの健康教室の開催などにより、高齢者の生きがいづくりの場を創出します。



シニア向けの健康体操教室

(ウ) 横浜市子育て家庭応援事業「ハマハグ」認定施設

「ハマハグ」は横浜市が推進する子育て家庭応援事業の愛称です。横浜の「ハマ」と「ハグ(hug)」で、こども達が温かく見守られて育ててほしいという願いが込められているこの事業に、保土ケ谷スポーツセンターではハマハグスポットとして協力し、ベビーベッドの設置や託児サービスに取り組んでいます。



ハマハグ認定施設の掲示

ウ 新たなお客様を迎えるためのPR活動

(ア) 継続的な広報活動

保土ケ谷スポーツセンターをご利用されない区民の方を含む全区民に対して、施設利用の平等性を確保するためには、広報活動を切れ目なく行い、当館の情報に触れる機会を絶やさないことが大切です。

私たちは、保土ケ谷スポーツセンター職員に広報担当者を定め、定期的かつ有効的な広報を行っていきます。スポーツセンターのホームページでは、施設案内はもちろん、お問合せメールやブログ更新により、より多くの方に当館の事業を周知します。

(イ) 情報のバリアフリー化

インターネットによる情報提供が一般化し、高齢者などインターネットに不慣れな方との情報格差が生じています。私たちは、地域情報誌など紙媒体での情報発信も引き続き実施します。

また、私たちは施設ホームページを自施設で作成・更新しています。新規ページの作成・情報発信には、当体育協会「ウェブページ作成基準」内にウェブアクセシビリティ方針を示しており、日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」に配慮し、良質で安全なページ作成を確保しています。





3 コンプライアンス(様式10)

(1) コンプライアンスの基本的な考え方

コンプライアンス活動とは、「法令遵守は、あらゆる組織の基本的な義務であり、組織の社会的責任の基礎的な部分である。」との認識に立って、法令遵守以上の活動を実践していくことであると考えています。そして、社会の一員として、持続可能な発展に貢献するため、関係する多くの方々の要求・期待に応える責務があると認識しています。

私たちは、コンプライアンスに関する規定や組織を設けるとともに、協会活動に伴うリスク管理の仕組みを構築し、法令遵守以上の活動を実践してまいります。



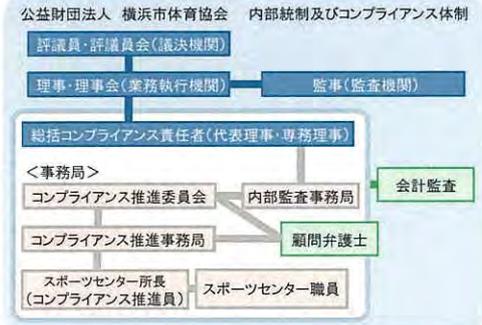
保土ヶ谷スポーツセンター
コンプライアンス研修(H26.6月)

(2) 適切な情報管理体制

ア 内部統制システムとコンプライアンス体制の全体像

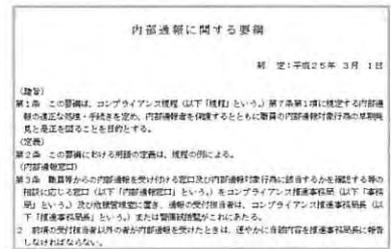
公益財団法人である当体育協会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいた規律のもと、善良なる管理者の注意をもって取り組むことは当然の義務です。

当体育協会のコンプライアンス体制は、関係法令の要求に基づいた“内部統制システムの一部”として、経営トップである代表理事（専務理事）を総括コンプライアンス責任者としたリスク管理の仕組みを構築しています。



イ コンプライアンス窓口の設置

当体育協会のコンプライアンス窓口は、コンプライアンス推進事務局本部である総務課が担当しています。また、内部通報については、「内部通報に関する要綱」の定めにより、コンプライアンス推進事務局本部の他、危機管理室にも窓口を設置し、相談しやすい仕組みを構築しています。



当体育協会の内部通報に関する要綱(抜粋)

ウ コンプライアンス推進計画

私たちは、「コンプライアンス推進計画」を策定し、法制度等の対応や内部統治の仕組み整備、職員倫理の浸透、情報管理ルールなどコンプライアンスに関する事項について一元化し、研修や情報共有システムを通じてすべての役職員に浸透を図り、継続的に適正かつ健全な事業活動を実践し、社会の信頼に応える経営を実現します。

コンプライアンス推進計画	
法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ●各種法律・条令 ●指定管理者業務の基準・協定書 ●規程・要綱 ●各種マニュアル
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ●内部統制 ●内部告発制度 ●情報共有
倫理・行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ●理念の浸透 ●職員行動指針の浸透 ●研修・教育
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ●情報ネットワークセキュリティ ●情報開示・情報公開制度 ●個人情報保護マネジメント

エ 指定管理者に課される守秘義務の徹底

指定管理者は、お客様及び職員に関する個人情報、情報公開規定における非開示情報など、守秘すべき様々な情報を保有しております。こうした情報が外部などへ漏洩すれば個人の権利や公益を害する事態を招来するおそれがあります。こうした事態の発生の予防措置として職員及び外部指導者に対して研修を実施し、守秘義務の徹底を図っています。

オ 職員の懲戒に関する規定

守秘義務違反や情報漏洩など、公正な職務執行を脅かす疑いがあった場合は、「コンプライアンス規程」に基づき、適正な処理を行うとともに、顧問弁護士等外部の専門家からなる調査チームを設置し迅速に対応します。

万が一、職員に法令違反や職務上の義務違反等があった場合は、「就業規程」及び「懲戒処分の標準例」に基づき、公平委員会での審議の上、厳正な処分を課します。

カ 強固な情報ネットワークセキュリティシステム

私たちは、お客様の個人情報等を取り扱う事業者として、情報システムやネットワークを外部からの不正アクセスなどの脅威から守り、安全性と信頼性を確保しなければなりません。

そこで、当体育協会では、情報ネットワークセキュリティ管理要綱を定め、お客様の大切な情報を守ります。当体育協会のネットワークは、VPN（仮想プライベート・ネットワーク）を採用し、インターネットを介さない安全性の高いネットワーク環境を構築しています。

キ 反社会的勢力との関係排除(再掲)

「暴力団対策法及び横浜市暴力団排除条例」に則り、行動することは当然の義務です。施設の利用において、暴力団の利益が疑われる場合は、横浜市、神奈川県警と十分に連携を図り、利用等の不許可、又は当該許可等の取り消しを行います。

